

## 白井工業団地産業振興センターの設置及び管理に関する規程

### (設置)

**第1条** 一般社団法人白井工業団地協議会（以下、「協議会」という。）は、地場産業との連携、会員相互の交流、地域住民との親睦などを図り、地域産業の振興及び白井工業団地の活性化の推進に寄与するため、地域産業振興センター（以下「振興センター」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

**第2条** 振興センターの名称は、「白井工業団地産業振興センター」という。

2 振興センターの位置は、次のとおりとする。

所在 白井市河原子字元天神354番3

### (利用者)

**第3条** 振興センターを利用することのできる者は、会員事業所又は会員事業所に勤務する者（以下「会員等」という。）とする。ただし、協議会が必要と認めた者については、この限りでない。

### (利用の範囲)

**第4条** 振興センターを利用することができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 会議、講習・研修会
- (2) 事務、軽作業
- (3) 商談、会社案内、商品の紹介・販売
- (4) 従業員の採用試験・面接
- (5) 食事会、交流会
- (6) その他協議会が必要と認めたもの

### (利用の許可)

**第5条** 振興センターを利用しようとする者は、利用日の5日前までに白井工業団地産業振興センター利用申請書（第1号様式）により協議会に申請をし、協議会の許可を受けなければならない。

2 協議会は、前項の規定により許可をし、利用料金が納付されたときは、白井工業団地産業振興センター利用許可書（第2号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 振興センターを1日利用する場合は、連続して5日を超えることができない。ただし、協議会が必要と認めたときは、他の利用者に支障のない範囲で期限を定めて許可をすることができる。

### (利用の制限)

**第6条** 協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は拒むことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき
- (2) 振興センターの施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷する恐れがあるとき
- (3) その他振興センターの管理上支障が生ずる恐れがあるとき

### (利用の変更等)

**第7条** 利用者は、利用許可の変更または中止をしようとするときは、白井工業団地産業振興センター利用変更等（変更・中止）届出書（第3号様式）を協議会に提出しなければならない。

### (利用許可の取消し)

**第8条** 協議会は、第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかであるとき
- (3) その他振興センターの管理上支障があるとき

2 協議会は、前項の規定により利用の許可を取り消したときは、白井工業団地産業振興センター利用許可取消決定通知書（第4号様式）により、当該利用者に通知するものとする。

### (開館時間)

**第9条** 振興センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、協議会は、必要があると認めるときは、午前8時から午後9時まで拡大することができる。

### (休館日)

**第10条** 振興センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、協議会は、必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月5日までの日（前2項に掲げる日を除く。）
- (4) 8月12日から8月17日までの日

### (利用料金)

**第11条** 利用者は、利用日の前日までに協議会に利用料金を前納しなければならない。

2 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、協議会が還付を認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、別表に定める額とする。なお、会員等以外のもので施設を利用する場合は、1時間当たり100円を加算した額とし、1日利用の場合は、500円を加算した額とする。

4 コピー機及び電話の利用料金は、利用後、協議会からの請求により、利用者は協議会が指定した期日までに納付するものとする。

### (利用料金の免除)

**第12条** 協議会は、次の各号に掲げるときは、利用料金を免除することができる。

- (1) 白井市及び千葉県等の行政機関又はその附属機関が使用するとき
- (2) 公共的団体又は公益的団体が、白井市等の行政機関の共催又は後援して使用するとき
- (3) その他協議会が必要と認めるとき

### (責任者の指定)

**第13条** 利用者は、利用責任者を指定して施設内の秩序維持及び施設等の適正な利用を行わせるものとする。

### (利用者の遵守事項)

**第14条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設等を毀損し、又は滅失する恐れがある行為をしないこと
- (2) 飲酒をしないこと
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気の使用をしないこと
- (4) 正当な理由なく凶器、爆発性物質等の危険物を持ち込まないこと

- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物を持ち込まないこと
- (6) 他人に迷惑となる騒音を発し、又は暴力を用いる等の行為をしないこと
- (7) 許可なく物品の販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これに類する行為をしないこと
- (8) 振興センターには、乗合い及び送迎等により自動車での来所や駐車を最少とするよう配慮すること
- (9) 施設等の利用後は、備品、その他の物品等を使用前の状態に復し、清掃、片付け等を行い、ごみは持ち帰ること
- (10) 施設等の利用後は、火元の確認、電気機器の電源の確認及び窓や出入口の戸締りの確認を必ず行うこと
- (11) 責任者は、施設等の利用後、直ちに白井工業団地産業振興センター利用終了確認リスト（第5号様式）を作成し、これを協議会に提出するとともに、出入口の鍵を返却すること
- (12) その他、施設等が安全かつ清潔に利用することができるよう必要な措置を講じること

**(損傷等の届け出及び損害賠償等)**

**第15条** 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を協議会に届け出なければならない。

2 施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

**(委任)**

**第16条** この規程に定めるもののほか、必要な事項については、渉外総務委員会において定める。

**附 則**

この規程は、2018年10月1日から施行する。

一般社団法人 白井工業団地協議会

別表

1 施設

施設内容等		金額 (1時間につき)
室名	備品等の配置	
会議室兼展示室	会議用机1、椅子4脚、ホワイトボード(キャスター付き)1板	500円
資料室兼会議室	長机4本、椅子13脚、テレビ1台	
事務室	事務机・椅子3組、応接セット1式、パソコン3台、コピー機1台 電話1台	
湯沸室、洗面所、トイレ	冷蔵庫、IHクッキングヒーター、掃除機1台	
<p>1日利用する場合は、3,000円とする。 ただし、利用時間を拡大する場合は、拡大した時間1時間につき200円を加算する。</p>		

2 備品

備品等名	積算基準等	金額
パソコン	1台あたり1回につき	100円
コピー機	コピー又はプリントアウト1枚につき ただし、20枚までは、無料とする。 (両面の場合は、2枚とし、カラーの場合は、1枚につき5円を加算する。)	10円
電話	海外通話、長時間(30分以上)の国内通話、電報、FAXなどの場合	実費相当額

注) 協議会が所有するパソコンにおいて、物品の購入、契約の締結、新たなシステムのダウンロードなどをしてはならない。これに反して生じた費用は、利用者の負担とする。

白井工業団地産業振興センター利用許可申請書

年 月 日

一般社団法人白井工業団地協議会 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり利用したいので申請します。

1 利用目的・内容

2 利用責任者の氏名及び連絡先

利 用 日 利 用 時 間	利用室、備品等の名称	利用人数	利用料金 (円)
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			

特記事項

白井工業団地産業振興センター利用許可書

年 月 日

様

一般社団法人白井工業団地協議会

次のとおり利用を許可します。

利 用 日 利 用 時 間	利用室、備品等の名称	利用人数	利用料金 (円)
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			
月 日 ( ) ～			

許可条件等

白井工業団地産業振興センター利用変更等（変更・中止）届出書

年 月 日

一般社団法人白井工業団地協議会 様

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり利用を変更等（変更・中止）したいので届出します。

1 変更等の理由

2 変更等の内容（下表のとおり）

利 用 日 利 用 時 間	利用室、備品等の名称	利用人数	利用料金 (円)
月 日 ( ) ~			
月 日 ( ) ~			
月 日 ( ) ~			
月 日 ( ) ~			
月 日 ( ) ~			

特記事項

第4号様式

## 白井工業団地産業振興センター利用許可取消決定通知書

年 月 日

様

一般社団法人白井工業団地協議会

白井工業団地産業振興センターの設置及び管理等に関する規程第8条の規定により、下記のとおり白井工業団地産業振興センターの利用の許可を取り消したので通知します。

記

- 1 取消しを受ける施設・備品等
- 2 取消利用日
- 3 取消理由



白井工業団地産業振興センター利用終了確認リスト

年 月 日

一般社団法人白井工業団地協議会 様

利用者 住 所  
氏 名  
電 話  
責任者 氏 名

以下のとおり利用を終了したので報告します。

確認項目	チェック	確認項目	チェック
1 火気、火元		11 コピー機の使用	有・無
2 備品等の整理整頓		・利用枚数（白黒）	枚
3 室内・トイレ等の清掃		・ 〃 （カラー）	枚
4 電気機器の電源		12 電話使用の有無	有・無
5 照明器具の電源		・電話の相手方の場所	
6 空調機器の電源		・通話時間	分
7 机等の汚れ			
8 忘れ物			
9 ごみの片づけ			
10 窓、出入口等の戸締り			
特記事項			